

2 - エチル - 3, (5 or 6) - ジメチルピラジンの食品添加物としての指定
の可否に対して寄せられたコメントについて

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 1. 募集期間 | 平成 16 年 5 月 10 日～平成 16 年 6 月 10 日 |
| 2. 提出方法 | インターネット、ファックス、郵送 |
| 2. 提出された意見数 | なし |

(参考)

食品安全委員会におけるご意見・情報の募集について

1. 実施期間 平成 16 年 4 月 1 日～平成 16 年 4 月 28 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1 通

食品安全委員会へ提出された御意見・情報の概要等

御意見・情報の概要	当省の考え方(案)
本物質はアーモンド様の加熱香気を有する食品に通常に存在する成分であり、種々の食品の香りを再現する上で、日本で使用できるようにすることが不可欠と考えられる。	省令の改正等の必要な手続きをすみやかに行ってまいりたい。
(参考) 食品安全委員会の回答 食品安全委員会では、科学的に食品健康影響評価を実施しています。 当委員会の審議結果を受け、リスク管理機関である厚生労働省が食品添加物の指定、規格・基準の設定等について検討を行い、適切な措置を行うことになります。 頂いた御意見は、リスク管理に関する御意見であり、担当のリスク管理機関である厚生労働省に転達いたします。	